

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (漁業経営課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計企画課)	1
公 告	
○薬種商試験の実施 (医療薬務課)	1
○採石業務管理者試験の実施 (商工振興課)	2
○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業農村支援課)	2
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の退職 (")	2
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定(3件) (")	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

告 示

高知県告示第484号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市古尾字影山・字奥影山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第485号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108

条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

土佐清水市漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区

小型まぐろ漁業

高知県告示第486号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
会長 西山 俊彦
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2-20
社団法人高知県交通安全協会
会長 岡崎 俊一

2 変更年月日

平成19年7月11日

公 告

薬事法(昭和35年法律第145号)第28条第2項の規定により、薬種商試験を次のとおり行う。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験の方法及び科目

方法	科目
筆記試験	1 薬事関係法規 2 日本薬局方 3 医薬品の性状、貯蔵方法及び取扱上の注意事項 4 公衆衛生に関すること。
実地試験	医薬品の実物鑑定及び取扱方法
面接試験	1 実務経験に関する事項 2 その他の事項

2 場所及び日時

(1) 場所 高知市丸ノ内二丁目4-1

高知県保健衛生総合庁舎5階会議室

(2) 日時 平成19年10月26日(金)午前9時から

3 受験資格

(1) 薬種商販売業の許可の申請を行う者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校若しくは学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した後3年以上薬局又は一般販売業若しくは薬種商販売業(以下「薬局等」という。)の小売業務の実務に従事した者

イ 薬種商専門課程を置く学校教育法に基づく専修学校において必要な実務研修を履修した卒業生については、2年以上薬局等の小売業務の実務に従事した者

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第1条に規定する大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格し、18歳となった年度の翌年度以後3年間薬局等の医薬品の小売業務の実務に従事した者

(2) 受験資格の特例

(1)に定める者のほか、(1)のアからウまでのいずれかに該当する者であって、薬種商販売業者(法人であるときは、当該業務を行う役員とする。)又は自ら管理する薬局開設者若しくは一般販売業者(いずれの場合も、法人であるときは、管理者である役員とする。)の配偶者又は直系卑属若しくはその配偶者であるもののうち、この試験に合格後引き続いて薬局等において医薬品販売の実務に従事し、かつ、将来承継することが確実であると認められる者(1人に限る。以下「承継者」という。)は、受験できるものとする。

4 受験手続

(1) 承継者以外の受験者は、次の書類を各2通ずつ提出すること(店舗の所在地が高知市の場合は、1通で可)。

ア 薬種商販売業許可申請書

イ 実務従事証明書(県外に所在する薬局等で実務に従事した者にあつては、従事していた期間に許可を受けていたことを証する書類(当該都道府県の薬務主管課長又は保健所長の証明したものを添付すること。)

ウ 3の(1)のア又はイに該当する者は学校の卒業証明書、3の(1)のウに該当する者は旧検定の合格証

エ 写真(3月以内に撮影した上半身・無帽・正面向きの名刺型のもので、裏面に氏名を記載すること。)

オ 店舗開業計画書(試験後に速やかに申請の計画に従った店舗を完成し、薬種商販売業許可を受ける場合)

- (2) 承継者である受験者は、次の書類を各2通ずつ提出すること((1)に準ずる。)
- ア 業種商承継者試験受験申請書
- イ 戸籍の謄本又は抄本(被承継者が法人の場合は、登記事項証明書及び当該法人における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類を添付すること。)
- ウ 実務従事証明書((1)のイに準ずる。)
- エ 3の(1)のア又はイに該当する者は学校の卒業証明書、3の(1)のウに該当する者は旧検定の合格証
- オ 写真((1)のエに準ずる。)

5 申請書類の提出先及び受付期間

(1) 提出先

店舗の所在地を所管する福祉保健所(高知市の場合は、高知県健康福祉部医療業務課)

(2) 受付期間

平成19年9月3日(月)から同月14日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成19年9月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) その他の注意事項

- ア 申請書類を郵送する場合は、書留郵便とすること。
- イ 不明な点については、高知県健康福祉部医療業務課(電話番号088-823-9682)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

1 試験の場所

高知市丸ノ内二丁目4番1号
高知県庁北庁舎 4階会議室

2 試験の期日

平成19年10月12日(金)午前10時から正午まで

3 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

4 受験願書及び添付書類

受験願書(採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号)

様式第9によるもの)に写真(手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)1枚を添えて提出すること。

5 受験願書の提出期間

平成19年9月3日(月)から同月21日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。

なお、郵送の場合は、平成19年9月21日付けの消印のあるものまで受け付ける。

6 受験願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部商工振興課

7 試験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により土佐くろしお農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を平成19年7月24日に承認したので、同条第2項において準用する法第7条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

変更の承認に係る変更前の農地保有合理化事業の種類
法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、春野町西畑土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住所
監事	野村 典己	吾川郡春野町西畑 661-4
〃	野村 鶴亀	〃 〃 〃 1571

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、春野町西畑土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

氏名	住所

矢野 均	吾川郡春野町西畑1031
矢野 廣章	〃 〃 〃 1346
野村 義一	〃 〃 〃 356
濱田 博愛	〃 〃 〃 105
野村 孝雄	〃 〃 〃 280-1
野村 尚平	〃 〃 〃 326-1
西野 詔三	〃 〃 〃 664-2
山脇 芳廣	〃 〃 〃 467
片山 謙二	〃 〃 〃 758
柳井十四春	〃 〃 〃 996
矢野 恒夫	〃 〃 〃 1038
矢野 努	〃 〃 〃 1295
野村 隆	〃 〃 〃 1351
片山 隆	〃 〃 〃 601

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業(窪川四万十地区中山間地域総合整備事業(松葉川中部地区用排水路))の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

市町村営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成19年8月3日から同月31日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業(窪川四万十地区中山間地域総合整備事業(大井野地区用排水路))の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

1 縦覧に供する書類

- 市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年8月3日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十町が行う土地改良事業（窪川四万十地区中山間地域総合整備事業（大井野地区暗渠排水））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 縦覧に供する書類
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年8月3日から同月31日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年8月3日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年5月30日 19高都計第104号	香美市土佐山田町神母ノ木字川添424番地1	鹿児島県鹿児島市上荒田町15番14号 GRAND CHARIOT 上荒田401号 松村 倫子